

# 増毛町事業承継支援補助金

中小企業の円滑な事業承継を支援します！

事業承継を円滑に進めるためには、相当な準備期間と事業の状況に応じた適切で着実な取組が必要となります。そこで、後継者問題等の課題を解決するために要する費用の一部を助成します。

1 事業者当たり 最大 **50万円**

## <補助対象者>

町内で事業を営む中小企業者等のうち、

**町内に登記上の本店を有する法人**及び**町内に住民登録のある**

**個人事業者**で、**事業承継を行おうとする者**

## <補助要件>

次のいずれかに該当する者は交付対象外になります。

- ①農林水産業者
- ②政治・経済・宗教上の組織又は団体
- ③国・他の地方公共団体等から同種の補助を受けている者
- ④市町村民税を滞納している者（生計を一にしている者を含む。）
- ⑤風俗に関する営業を行う者
- ⑥暴力団又は暴力団員など
- ⑦その他町長が不適當であると認める者

事業名	対象経費	補助金額
事業承継支援	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 初期診断</li><li>・ 課題分析・コンサルティング</li><li>・ 税制申請に係る経費</li><li>・ 株価など企業価値の算定</li><li>・ 事業承継計画の作成</li><li>・ 仲介・マッチングの登録</li><li>・ 仲介委託契約等</li><li>・ その他必要と認められる経費</li></ul>	補助対象経費の2分の1以内で50万円を限度とする。  ただし、概算払いについては対象経費の4分の1以内で25万円を限度とする。

申請方法、申請に必要な書類などは裏面をご覧ください。

## <申請方法など>

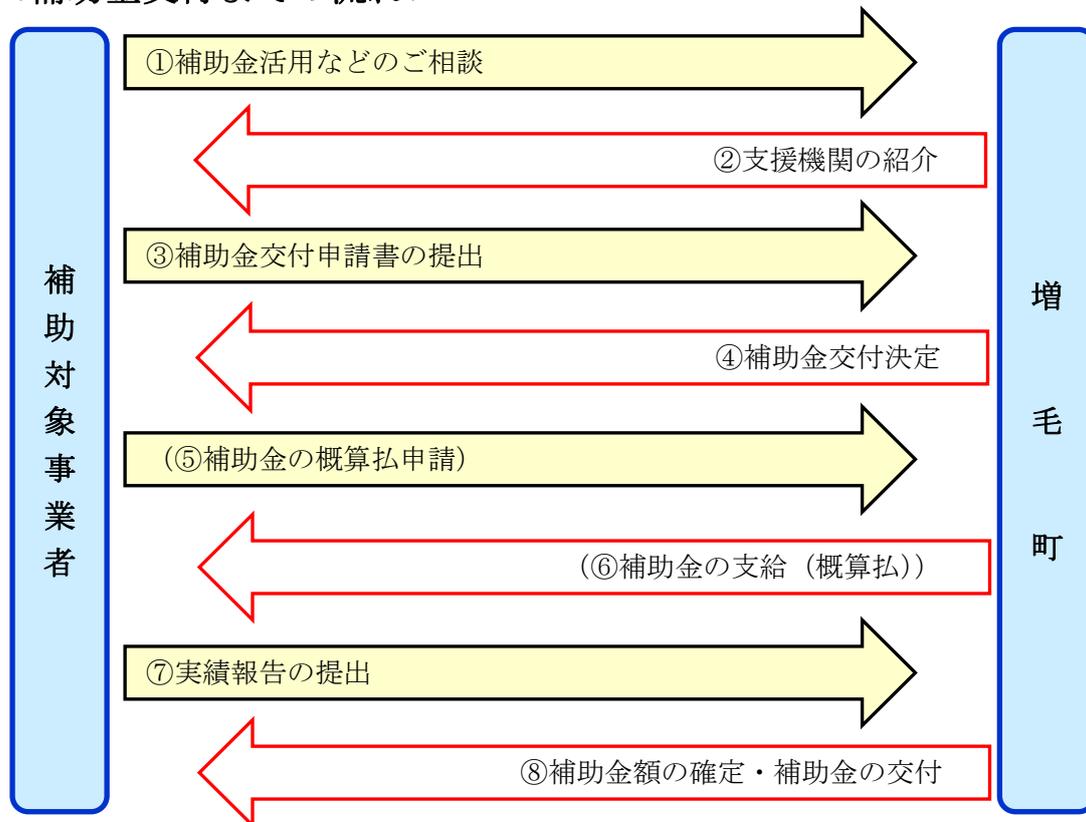
申請書類に記入・押印し、必要書類を添えて**商工観光課**に申請してください。

☆本補助金の活用をご検討の場合は、事前に商工観光課にご相談ください。

☆事業承継に関するご相談、お悩みやご不明点など承り、増毛町商工会や金融機関などの支援機関をご紹介します。

申請時に必要な書類	実績報告時に必要な書類
①補助金交付申請書（規則様式第1号） ②事業計画書（第1号様式） ③誓約書兼同意書（第2号様式） ④補助対象経費に係る見積書などの写し （委託する業務内容がわかるもの） ⑤履歴事項全部証明書（発行から3か月以内のもの）、直近の確定申告書の写し ⑥その他町長が必要と認める書類	①補助事業等実績報告書（規則様式第6号） ②補助事業実施報告書（第3号様式） ③補助対象事業に係る契約書等の写し ④補助対象経費に係る領収書等の写し ⑤その他町長が必要と認める書類

## <補助金交付までの流れ>



<お問い合わせ・事前相談や申請書類の提出先>

増毛町商工観光課 0164-53-3332【平日8:45～17:15】

※当該年度分の申請期限は2月末日です